

## 宅建朝から1問 宅建業法 報酬 宅建 R03(12)-31-ウ <<#941>>

【問】 正誤を付けよ。

宅地建物取引業者A(消費税課税事業者)が貸主Bから建物の貸借の代理の依頼を受け、宅地建物取引業者C(消費税課税事業者)が借主Dから媒介の依頼を受け、BとDとの間で賃貸借契約を成立させた。なお、1か月分の借賃は8万円とし、借賃及び権利金(権利設定の対価として支払われる金銭であって返還されないものをいう。)には、消費税等相当額を含まないものとする。

建物を店舗として貸借する場合、200万円の権利金の授受があるときは、A及びCが受領できる報酬の額の合計は、110,000円を超えてはならない。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 権利金の計算【宅建★入門】

【居住用建物】以外の場合で、「『返還されない』権利金等」があるときに、権利金の計算。

①、②の高い方まで受け取れる。(20万円) 22万円

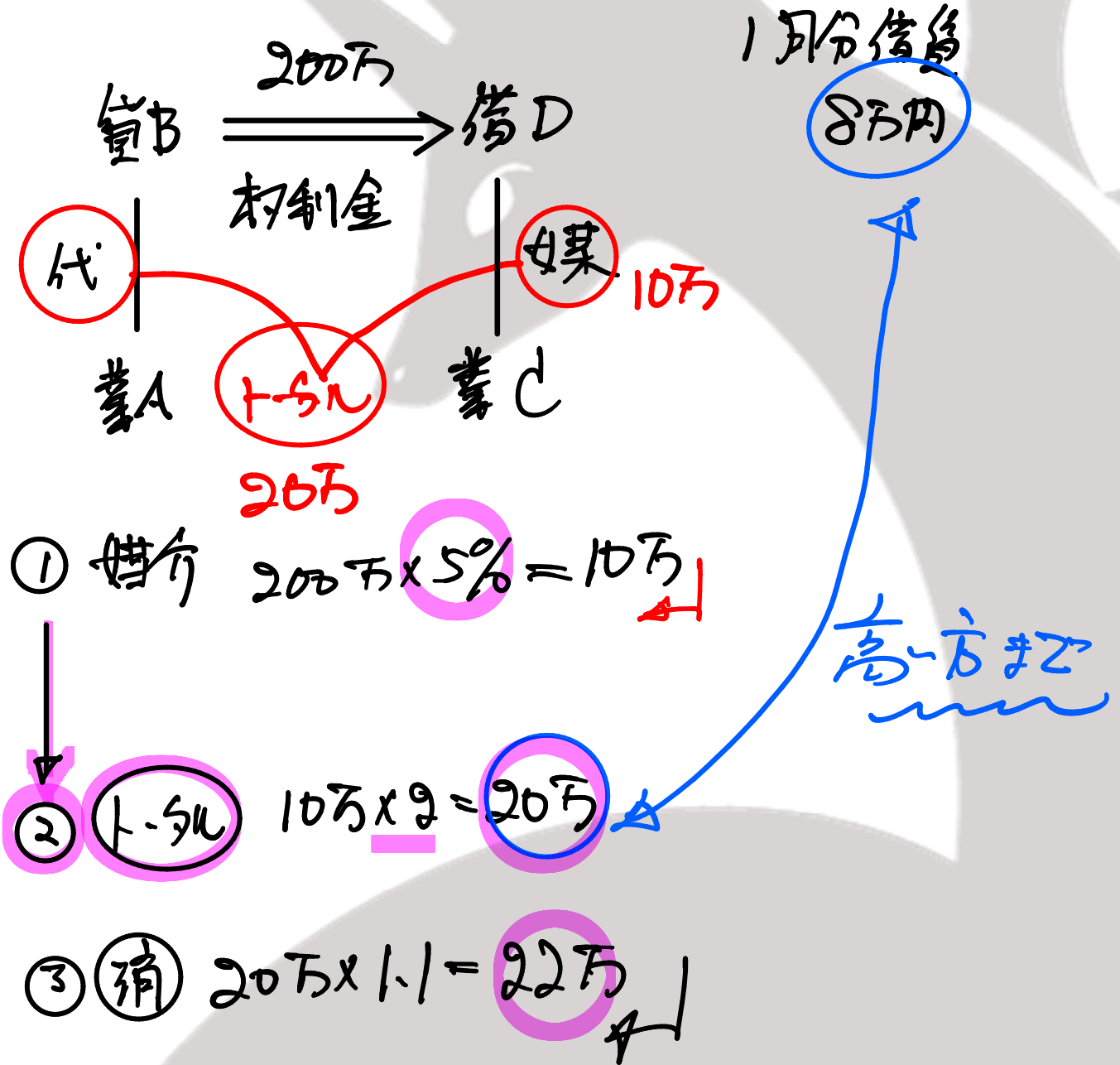
① 売買計算を転用する

⇒ 権利金の額を売買代金に置き換えて、計算

20万円

② 借賃1月分

8万円



【渋谷会】宅建講座をご利用ください

実戦で得点力を付ける ⇒ カキまくって覚える宅建直前講座(模試で点数を上げる講座)

夏から挽回 ⇒ 「夏からインプット【速攻】30」講座

解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

夏から一気に合格ラインに ⇒ 「宅建夏から【速攻】合格セット」上記 2 講座のセット

<https://shibuyakai.com/>